



**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表**  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

**1 使用目的**

この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

**2 記載要領等**

**(1) 標題部分の空欄（下線部分）**

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

**(2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで**

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。